

令和3年12月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和3年12月16日(木)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時30分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	欠席	16	高松 佳子	出席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
11	本田 敏一	出席				
事務局	事務局長	関根 和彦	農地調整課長	阿久津 守	農業振興課主査	野口 雅朋
	副理事	田中 正美	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主事	村松 彩香
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課係長	宇根 義雄	農地調整課主事	押野 岳大
議案	議案第73号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第74号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第75号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第76号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第77号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第78号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第79号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第80号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
	議案第81号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について				
議案第82号	特定農地貸付け承認申請について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）について ・農地法第18条第6項の規定による解約通知について ・買受適格証明願（市街化区域の農地転用）の報告について ・2a未満農業用施設の届出について 					

・農地法第5条許可の取消について

<p>1 開 会 石川会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和3年12月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>本日は関口委員が欠席されておりますので、私が議長を務めさせていただきます。</p> <p>先月同様、感染拡大防止に配慮しつつ慎重な審議を図るため、皆様に要点を凝縮した議案説明をお願いいたします。</p> <p>次に、引続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。</p> <p>また、審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>最後に、この会議は議事録作成をする必要があり、感染拡大防止に十分配慮した上で、マイクを使用しての進行とさせていただいております。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。</p>
<p>2 会議成立の報告 石川会長職務代理者</p>	<p>本日は、在任委員21名中、関口委員が欠席されておりますので、出席委員は20名です。よって、「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしておりますので、本会は成立しております。</p>
<p>3 署名委員の指名 石川会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、</p> <p>議席番号20番 中山 幸光 委員</p> <p>議席番号21番 小林 勝一 委員</p> <p>を指名いたします。</p>

議 長	<p>それではさっそく議案審議に入らせていただきます。 議案第73号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、番号2番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西 形 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立三室小学校の北東100mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、20mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ヤツガシラ、サトイモ、ジャガイモ、ネギ、サツマイモの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立三室小学校の南西100mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、370mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ヤツガシラ、サトイモ、ジャガイモ、ネギ、サツマイモの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 林 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、市立和土小学校の東1.3kmに位置する、住宅と農地が混在する地域の畑です。 通作距離は、250mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、コマツナ、ルッコラの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、番号5番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>

井原委員

番号4番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立川通小学校の南西200mに位置する、水田の広がる地域の田です。
通作距離は、20mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、育苗の予定で、問題ないものと思われま

続きまして番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、市立川通中学校の東1.2kmに位置する、水田の広がる地域の田です。
通作距離は、春日部市の営農拠点から700mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われま

議長

ありがとうございます。
続きまして、番号6番から番号12番、柏崎地区、本田委員、議案説明をお願いいたします。

本田委員

番号6番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立柏崎中学校の南900mに位置する、水田の広がる地域の田です。
通作距離は、4.8kmです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われま

続きまして番号7番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立柏崎小学校の西300mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。
通作距離は、3.9kmです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、イモ類、コマツナ、ネギの予定で、問題ないものと思われま

続きまして番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立柏崎小学校の西300mに位置する、住宅と農地の混在する地域の現況畑です。
通作距離は、3.9kmです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、サツマイモ、コマツナ、ネギの予定で、問題ないものと思われま

続きまして番号9番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、3筆あり、それぞれ市立柏崎小学校の南①1.1km②1.3km③1.4kmに位置する、水田の広がる地域の田です。
通作距離は、それぞれ①250m②400m③440mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われま

続きまして番号10番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、市立柏崎小学校の南1.3kmに位置する、水田の広がる地域の田です。
通作距離は、370mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われま

続きまして番号11番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立柏崎小学校の南1.3kmに位置する、水田の広がる地域の田です。
通作距離は、350mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われま

続きまして番号12番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、5筆あり、それぞれ県立大宮東高校の南東①600m②③700m④900m⑤1500mに位置する、水田の広がる地域の田です。
通作距離は、それぞれ①400m②③500m④700m⑤1300mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われま
以上、ご審議のほど、よろしくお願

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号13番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。

関根委員

番号13番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、市立城北中学校の北西1.0kmに位置する、住宅と農地が混在する地域の畑です。
通作距離は、370mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、イモ類の予定で、問題ないものと思われま
以上、ご審議のほど、よろしくお願

議 長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第73号、農地法第3条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
細 沼 委 員	<p>番号1番、番号2番について伺います。市街化区域の農地であると坪単価が高いと思われるが、今回は農地の交換ということでそのあたりも税務署は考慮されているのでしょうか。</p>
西 形 委 員	<p>番号1番、番号2番の農地の交換についてですが、交換する農地の面積は異なっていますが、税理士事務所が間に入っており等価での交換となるようになっているとのことです。</p>
事 務 局	<p>事務局より補足説明いたします。番号1番、番号2番については、譲受人が納税猶予の適用を受けている農地を集約することを目的としたものでございます。 また、農地を売却した収入に係る譲渡所得税と、農地を取得した際に係る不動産取得税については、資産を置きかえたことによる交換となるため、課税されないものと思料いたします。このことについても、税理士の方が税務署と協議して、本議案の申請に至ったものであります。</p>
西 形 委 員	<p>番号9番から番号11番について伺います。それぞれ譲受人の住所が譲渡人と同じですが、関係を教えていただけますでしょうか。</p>
本 田 委 員	<p>番号9番から番号11番について譲渡人は同一です。まず、番号11番の譲受人は譲渡人の長男でございます。番号9番の譲受人は長男の妻でございます。番号10番の譲受人は譲渡人の孫でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第73号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第73号について、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第74号、農地法第4条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>先に番号2番を審議します。 この案件は、横山委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議します。</p> <p>横山委員には審議終了まで退出をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 横 山 委 員 退 席 —</p>
議 長 浅 子 委 員	<p>番号2番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立美園中学校の北760mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場及び貸駐輪場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 申請地は、三方が道路に面しており、残る北側についても自身所有の農地であり、新設足場板0.4mによって被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第74号、番号2番について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第74号、番号2番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第74号について、許可することと決定いたします。</p> <p>それでは、横山委員、ご入室ください。</p> <p style="text-align: center;">— 横 山 委 員 入 室 —</p>
議 長	<p>では、改めまして審議に入りたいと思います。 番号1番、指扇地区ですので、私から議案説明をいたします。</p>

番号1番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、埼玉運輸支局の東300mに位置する農振農用地です。
転用目的は、営農型太陽光パネルの設置です。
申請理由は、現在、市内で農業を営んでいるが、営農型太陽光発電設備を導入し、再生可能エネルギーの普及と売電収入による経営の安定を図るためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
申請地の周辺農地は土地改良の済んだ優良農地であり、影響はないものと思われます。
申請地においては、現在、陸田と呼ばれる、畑に水を入れて米を作る方法にて、長年米作りをしております。今回はその田んぼに太陽光発電設備を設置し、太陽光パネルの下では引き続き米作りをするものでございます。
太陽光パネルの設置に伴って新設する支柱につきましては、スクリューのような地中に入る部分が広がった形状のものを、回しながら土に差し込むものになっております。支柱につきましては、5m間隔で設置し、上部3.5mの高さに144枚の太陽光パネルを設置するものでございます。
転用面積につきましては2470㎡の内、支柱部分のみの0.39㎡でございます。
また、太陽光パネルの設置につきましても、一定の間隔をあけるため、お米の成長に必要な十分な日光を確保することができ、問題はないとのことです。
千葉県では、太陽光発電が盛んにおこなわれており、本案件のような方法にて米作りが行われております。
今回の工事費は、およそ1500万円ほどでございます。
この業者は、千葉縣市原市の業者でございます。
申請者は現在54歳であり、今後についてもあと20年ほどはお米作りを継続する意向があるとのことです。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号3番、柏崎地区、本田委員、議案説明をお願いいたします。

本田委員

番号3番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、東北自動車道岩槻料金所の南720mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、貸駐車場です。
申請理由は、近隣企業からの要望により貸駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号4番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。

中山委員	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立桜山中学校の西720mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック3～6段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第74号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
小林委員	<p>番号1番について伺います。申請地の北側については何を作付けしているのか教えていただけますでしょうか。</p>
石川委員	<p>以前は米作りをしていましたが現在につきましては、野菜を作付けしております。</p>
小泉委員	<p>番号1番について伺います。本案件につきましても、申請地は農振農用地ということですが、岩槻区内にも農振農用地が多くあり、陸田ではありませんが、水田が広がっております。このような地域でも営農型太陽光パネルの設置は可能なのでしょうか。</p>
事務局	<p>農振農用地につきましても、農地法の許可条件及び物理的な条件を満たしていれば可能です。物理的な条件というのは、水田で太陽光パネルの支柱を安定させることができるのか、また、メンテナンス等の立ち入りが可能であるかといったことが考えられます。</p>
小林委員	<p>番号1番について伺います。営農型太陽光発電施設の設置に伴う、物理的条件に関しまして、さいたま市におきましては、支柱の基礎部分が独立基礎または連結基礎でなければならないという、制限はございますでしょうか。</p>
事務局	<p>営農型太陽光発電ということですので、独立基礎または連結基礎のいずれであっても、太陽光パネルの下では農業を行う必要がございます。したがって、連結基礎であって、基礎の部分で農業ができないということであると、その部分についても転用面積に含まれる可能性がございます。さらに、場合によっては営農型ではなく通常の農地転用の扱いとなる可能性もございます。</p>
小林委員	<p>営農型太陽光発電の場合は、太陽光パネルの下において作物を育てることが可能であって、さらにそこから収入が得ることができるということが最低限の基準となるという認識でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>その通りでございます。</p>

小 泉 委 員	番号1番について伺います。作付け品目が稲作となっておりますが、太陽光パネルを設置することで、作付けしている部分が日陰になってしまうかと思うのですが、収穫量については、従来と比較して何割くらいを見込んでいるのでしょうか。
事 務 局	営農型太陽光発電の申請にあたっては、一般的なその地域の収穫量の8割以上の収穫量の報告が毎年義務付けられております。したがって、その基準を満たしていなければ、営農型太陽光を継続できないというような条件がございます。また、稲作につきましては日照は不可欠ではございますが、晴天時の5割以上の太陽の照量があれば問題ないとする資料もございます。したがって、本申請地におきましても問題はないものと思われま。
石 川 委 員	本申請地周辺の平均的なお米の収穫量は1反あたり6俵ほどです。また、補足いたしますと、今回の申請において設置される太陽光パネルは、風速32m/秒まで耐えることができ、雪であれば30cmの積雪までは耐えることができるということです。
小 山 委 員	番号1番について伺います。全体面積における支柱部分の転用面積について、上限等はあるのでしょうか。また、営農型太陽光は見沼田圃内であっても設置は可能なのでしょうか。
事 務 局	まず、転用面積の上限はありませんが、必要最小限である必要がございます。また、見沼田圃内である場合は、見沼田圃政策推進室において、見沼田圃土地利用承認申出が必要であると考えられますが、見沼田圃内であっても許可の条件が満たされていれば、可能性はあるものと思われま。
議 長	ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。 議案第74号について、賛成の方の挙手を求めま。
各 委 員	— 総 員 賛 成 —
議 長	総員賛成でございます。 議案第74号について、許可することと決定いたします。

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第75号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>小 島 委 員</p>	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立馬宮中学校の東150mに位置する、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、資材置場及び駐車場です。 申請理由は、現在、市内で土木造成工事業を営んでいるが、事業拡大に伴い、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.3mの新設板柵及び新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>杉 山 委 員</p>	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立大宮武蔵野高校の東270mに位置する、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、盆栽園です。 申請理由は、現在、市内で盆栽業を営んでいるが、既存の盆栽園では、自然災害による悪影響により盆栽の生育に適さないことから、申請地を新たな盆栽園として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積及び高さ2.0mの木造フェンスのより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番から番号7番、指扇地区ですので、私から議案説明をいたします。</p> <p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、北部配水場の南東500mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、駐車場です。 申請理由は、現在、市内で保育所を営んでいるが、保育所の既存駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.1mのマウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。</p>

続きまして番号4番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、北部配水場の南東520mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。

転用目的は、資材置場及び駐車場です。

申請理由は、市内で土木建築業を営んでおり近隣で建築工事を受注したが、近隣で借入可能な資材置場及び駐車場がないことから、申請地を一時的な資材置場及び駐車場として利用するためです。

一時転用で、期間は4か月を見込んでおります。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺に農地はないため、影響につきましては問題ないものと思われま

続きまして番号5番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、指扇病院の西に隣接し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。

転用目的は、駐車場です。

申請理由は、現在、市内で病院を経営しているが、新たな病院施設を既存駐車場敷地に建設するため手狭となることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地へは、新設コンクリートブロック5段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして番号6番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、埼玉運輸支局の西360mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。

転用目的は、駐車場です。

申請理由は、現在、市内で自動車小売業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地へは、高さ1.0mの既存土留めブロック、既存コンクリートブロック4段積及び新設コンクリートブロック3段積、高さ1.0mの新設単管パイプにより、被害を及ぼさない計画です。

続きまして番号7番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、県立大宮北養護学校の南東1.1kmに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。

転用目的は、自己用住宅及び道路後退です。

申請理由は、現在、市内で賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、父が所有する土地に自己用住宅を建築するためです。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地へは、高さ0.1mの新設柵板により、被害を及ぼさない計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、番号8番、大砂土地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。

細沼委員

番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、市営大宮球場の北90mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は、畑地改良の農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、①サツマイモ、サトイモ、植木②サツマイモ、ネギ、ジャガイモ③サツマイモ、サトイモを作付けする予定です。
一時転用で、期間は4か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号9番、番号10番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。

小山委員

番号9番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、片柳コミュニティセンターの西350mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在、県内で賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、義祖父が所有する土地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック2～4段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして番号10番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、市立片柳図書館の東780mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は、畑地改良の農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、苗木、植木を作付けする予定です。
一時転用で、期間は3か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号11番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号11番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、さいたま市立病院の北西1.2kmに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は、畑地改良の農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、ソルゴ、ネギ、レタスを作付けする予定です。
一時転用で、期間は3か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号12番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いいたします。

横山委員

番号12番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、県立浦和東高校の北30mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積の割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、市内で運送業を営んでいるが、既存駐車場の返却を求められていることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.2m~0.4mの新設木製板及び鋼板土留めにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号13番、番号14番、新和地区、小泉委員、議案説明をお願いいたします。

小泉委員

番号13番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、浦和美園駅の東2.2kmに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、自己用住宅、車庫及び道路後退部分です。
申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、祖父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック2~3段積及び高さ0.8mの新設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。

番号14番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立美園中学校の東650mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、県内で土木業を営んでいるが、事業拡大に伴い既存置場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既存コンクリートブロック4段積及び高さ0.5mの新設土留及び高さ3.0mの新設鋼板により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号15番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。</p>
濱 野 委 員	<p>番号15番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立城南中学校の南西720mに位置する10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。 転用目的は、田畑転換の農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、サトイモ、ショウガを作付けする予定です。 一時転用で、期間は3か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号16番、番号17番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
中 山 委 員	<p>番号16番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立岩槻北稜高等学校の東150mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、駐車場です。 申請理由は、現在、市内で病院を運営しているが、新たな病院施設の増改築に伴い既存駐車場が手狭となることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして番号17番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立慈恩寺小学校の南西920mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、駐車場です。 申請理由は、現在、市内で中古車販売業を営んでいるが、事業拡大に伴い既存置場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.3mの既設土留鋼板及び高さ1.0mの新設ネットフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第75号、農地法第5条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
浅 子 委 員	<p>番号13番について伺います。転用目的が自己用住宅で新設2棟とありますが、どのような利用計画になっているのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>新設2棟の内訳ですが、住宅が1棟と車庫が1棟となっております。</p>

議	長	ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第75号について、賛成の方の挙手を求めます。
各	委員	— 総員賛成 —
議	長	総員賛成でございます。 議案第75号について、許可することと決定いたします。

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第76号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議します。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>小 島 委 員</p>	<p>番号1番についてご説明いたします。 賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は5.2kmです。 特に問題はないものと思われま。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番から番号4番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>杉 山 委 員</p>	<p>番号2番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は150mです。 特に問題はないものと思われま。</p> <p>続きまして番号3番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われま。</p> <p>続きまして番号4番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われま。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番から番号11番、指扇地区ですので、私から議案説明いたします。</p>

番号5番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稲です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.5kmです。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号6番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稲です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は510mです。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号7番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稲です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は540mです。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号8番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稲です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は680mです。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号9番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稲です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は680mです。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号10番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稲です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は670mです。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号11番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定30年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、トマト、マンゴー、アボカドです。
申請目的は、一般法人の農業参入で、通作距離は1.3kmです。
設定期間が30年となっておりますが、地権者の希望だということです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、番号12番、番号13番、大砂土地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。

細 沼 委 員

番号12番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.1kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号13番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号14番から番号16番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。

小山委員	<p>番号14番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、コマツナ、ネギです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は590mです。 特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号15番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号16番についてご説明いたします。 賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.1kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号17番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号17番についてご説明いたします。 使用賃借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、植木です。 申請目的は、新規就農のためで、通作距離は8.2kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号18番、大門地区、石井委員、議案説明をお願いいたします。

石井委員 番号18番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、トマト、ナス、ピーマン、タマネギ、ニンジン、ジャガイモです。
申請目的は、新規就農のためで、通作距離は1.9kmです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号19番から番号25番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いいたします。

小 林 委 員

番号19番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号20番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号21番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号22番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号23番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号24番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号25番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号26番から番号29番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。

濱 野 委 員

番号26番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は880mです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号27番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は960mです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして番号28番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.5kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号29番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.4kmです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号30番から番号32番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。

関根委員	<p>番号30番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は800mです。 特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号31番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.6kmです。 特に問題はないものと思われます。</p>
	<p>続きまして番号32番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.5kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第76号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による案件について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
浅子委員	<p>番号11番について伺います。賃料についてはどのくらいで設定しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>10アールあたり10万円となっています。</p>
浅子委員	<p>番号15番について伺います。借り受ける農地の中に、全体面積のうち一部となっている農地がありますが、残りの農地についてはどのような利用方法になっているのでしょうか。</p>

事務局	残りの農地の利用方法については、把握しておりません。
議長	ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第76号について、賛成の方の挙手を求めます。
各委員	— 総員賛成 —
議長	総員賛成ですので、議案第76号について、原案どおり意見決定することといたします。

議	長	<p>続きまして、議案第77号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議します。</p> <p>番号1番、大砂土地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。</p>
細沼委員		<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、片柳地区、小山委員より議案説明をお願いいたします。</p>
小山委員		<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第77号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。 議案第77号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員		<p>— 総員賛成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。 議案第77号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第78号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議します。</p> <p>番号1番から番号5番につきますして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第78号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第78号について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第79号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議します。</p> <p>番号1番から番号14番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第79号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第79号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第80号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議します。</p> <p>番号1番から番号5番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第80号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	— 総 員 賛 成 —
議 長	<p>総員賛成でございますので、議案第80号の案件について、原案どおり確認することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第 8 1 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。</p> <p>それでは、番号 1 番、馬宮地区、事務局より議案説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 8 2 ページの配分計画(案)の番号 1 番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案 7 6 号番号 3 番及び番号 4 番の農地を 1 0 年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。譲受人の農業経営につきましては、補足資料の 8 7 ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号 2 番、大砂土地区、事務局より議案説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>続きまして、議案書 8 3 ページの配分計画(案)の番号 2 番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案 7 6 号番号 1 3 番の農地を 1 0 年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。譲受人の農業経営につきましては、補足資料の 8 9 ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号 3 番、片柳地区、事務局より議案説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>続きまして、議案書 8 3 ページの配分計画(案)の番号 3 番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案 7 6 号番号 1 5 番の農地を 1 0 年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。譲受人の農業経営につきましては、補足資料の 8 9 ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号 4 番、新和地区、事務局より議案説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案書 83 ページから 85 ページの配分計画（案）の番号 4 番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案 76 号番号 19 番、番号 20 番、番号 24 番及び番号 25 番の農地を 10 年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。</p> <p>譲受人の農業経営につきましては、補足資料の 90 ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号 5 番、新和地区、事務局より議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案書 85 ページの配分計画（案）の番号 5 番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案 76 号番号 21 番の農地を 10 年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。</p> <p>譲受人の農業経営につきましては、補足資料の 91 ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号 6 番、新和地区、事務局より議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案書 85 ページの配分計画（案）の番号 6 番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案 76 号番号 22 番の農地を 10 年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。</p> <p>譲受人の農業経営につきましては、補足資料の 92 ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号 7 番、新和地区、事務局より議案説明をお願いします。</p>

事務局	<p>続きまして、議案書 85 ページから 86 ページの配分計画（案）の番号 6 番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案 76 号番号 23 番の農地を 10 年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。</p> <p>譲受人の農業経営につきましては、補足資料の 93 ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第 81 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
浅子委員	<p>賦課金につきましては、借り受ける側と地権者のどちらが負担することになっているのでしょうか。</p>
小林委員	<p>賦課金につきましては、地権者側が負担することになっております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に何かございますか。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第 81 号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第 81 号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第 8 2 号、特定農地貸付け承認申請について審議します。</p> <p>番号 1 番、土合地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。</p>
高 崎 委 員	<p>番号 1 番について、ご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地域外です。</p> <p>申請地は、市立仲町小学校の南西 7 5 0 m に位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。</p> <p>転用目的は、農業者以外の者が野菜づくりを通じ、自然に触れあうとともに、農業に対する理解を深めることです。</p> <p>貸付期間は、1 年です。</p> <p>貸付農地、募集方法等については議案書記載のとおりでございます。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、問題ないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第 8 2 号、特定農地貸付け承認申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
高 松 委 員	<p>番号 1 番について伺います。特定農地貸付法において、貸付期間が 5 年を超えないことと定められていたと思うのですが、1 年の貸付を 6 回おこなうというのは可能なのでしょうか。また、期間制限が定められている理由を教えてくださいいただけますでしょうか。</p>
事 務 局	<p>貸付期間についてですが、1 年の貸付を 6 回おこなうことは可能です。理由については把握しておりません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に何かございますか。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第 8 2 号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第 8 2 号について、承認することと決定いたします。</p>

5 報告事項	
議 長	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和3年11月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）でございます。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。 買受適格証明願（市街化区域の農地転用）についてでございます。 2 a 未満農業用施設の届出でございます。 農地法第5条許可の取消でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
浅 子 委 員	<p>農地法第5条の取消について伺います。取消の理由を教えてくださいませんか。</p>
事 務 局	<p>取消の理由についてですが、今回取消がされたのは農地改良の案件でございます。当初は、農地改良後に利用権を設定する予定でしたが、利用権設定予定者が耕作ができなくなってしまったため、取消がされたものでございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようですので、閉会のご挨拶を、本田会長職務代理よりお願いいたします。</p>
6 閉会宣言	
本田会長職務代理者	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。</p> <p>これをもちまして、令和3年12月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>